



山梨県

第6次募集

山梨県賃金アップ企業等

省エネ・再エネ設備 導入加速化事業費補助金 [中小企業者等]

本事業では、原油価格等の高騰に対応した賃上げに取り組む事業者のエネルギーコスト削減に資する取り組みを推進し、中長期的な経営体質の強化と持続的な賃上げを図ることを目的として、事業者が実施する省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入に要する経費の一部を補助します。

補助要件

豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の認証を受けていること(申請中も可)

申請受付期間

令和7年12月5日(金)～令和8年1月30日(金)

※申請受付期間前(令和7年12月4日以前)の消印日のものは受付できません。

補助対象設備

省エネ設備

- ・照明設備
- ・高効率空調
- ・業務用給湯器等

再エネ設備

- ・太陽光発電設備
- ・蓄電池
- ・太陽熱利用設備

補助率
2/3以内

1事業所あたり、
上限 **300万円**
下限 **15万円**

1事業所あたり、
上限 **600万円**
下限 **100万円**

(太陽熱利用設備は下限**25万円**)

※令和8年10月16日(金)までに、設備導入から支払いまで完了することが必要です。

今回より行政書士への申請代行費用が補助対象となりました。(上限10万円)

補助対象者

中小企業者等

※過去に交付決定を受けたことがある事業所であっても、再度申請することができます

申請要領

申請方法や補助対象となる事業者・設備の条件など、詳細については、専用ホームページ掲載の申請要領(中小企業者等用)をご確認ください。

<https://yamanashi-energy6.com>



お問い合わせ(受付時間:平日9時～17時)

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局
TEL055-267-7011

補助金の不正受給 に関する注意喚起

「虚偽の申請による不正受給」、「補助金の目的外利用」や「補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する」といった不正な行為が判明した場合は、交付決定取消となるだけでなく、補助金交付済みの場合、加算金を課した上で当該補助金の返還を求めます。また、不正な行為が判明した場合は、申請者の名称や不正内容の公表等を受けることや「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第29条に基づき、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金または両方に処せられる可能性があります。